



第5章

計画の推進に向けて

-
- 1 推進体制の整備
 - 2 進行管理
 - 3 率先実行の推進
 - 4 市民・事業者の参加の推進
 - 5 広域的連携の推進



1 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備

① 環境審議会

上越市環境基本条例の定めるところにより、市民及び学識経験者等で構成しており、次の事項を所掌します。

- ・環境基本計画を定めるに当たって、市長に対し意見を述べること
- ・市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること
- ・その他、環境の保全に関し、市長に意見を述べること

『環境基本計画推進に係る役割』

環境保全施策の実施状況、環境の現況、計画の進捗状況と評価に関する報告を受け、公正かつ専門的な立場から意見を述べます。

② 環境推進会議

環境行政を実効的かつ体系的に推進するため、市民生活部長、関係課長、各区総合事務所長により組織し、次の事項を所掌します。

- ・環境施策の総合的な推進に関すること
- ・環境に影響を及ぼすと認められる施策の調整に関すること
- ・その他環境行政の推進に関すること

『環境基本計画推進に係る役割』

計画の推進や点検・見直しにあたって、全局的な総合調整を行います。



2 進行管理

(1) 進行管理

環境マネジメントシステム*を活用し、整備目標の達成を図るとともに、進捗状況を点検し、是正と見直しを行い、継続的な取組を推進します。

(2) 年次報告

環境基本計画に基づく環境保全施策の実施状況、環境の現況、計画の進捗状況と評価については、年次報告書である「上越市の環境」で毎年度公表します。

(3) 環境市民アンケートの実施

環境についての市民の満足度や要望、環境改善意識（活動）の浸透具合を図るため、平成20年度、22年度、26年度に環境市民アンケートを実施します。

(4) 計画の点検・見直し

① 毎年度の点検・見直し

施策の目標に対する達成度をアンケート項目以外については毎年度点検し、市民等に公表することにより、施策の実施方法等を見直します。

② 中間での点検・見直し

計画期間の中間点平成23年度に、平成22年度の計画の進捗状況と評価、社会・経済等の変化を踏まえ、環境審議会、環境推進会議で計画を点検し、基本的な方向性や目標・指標などについて見直しを検討します。

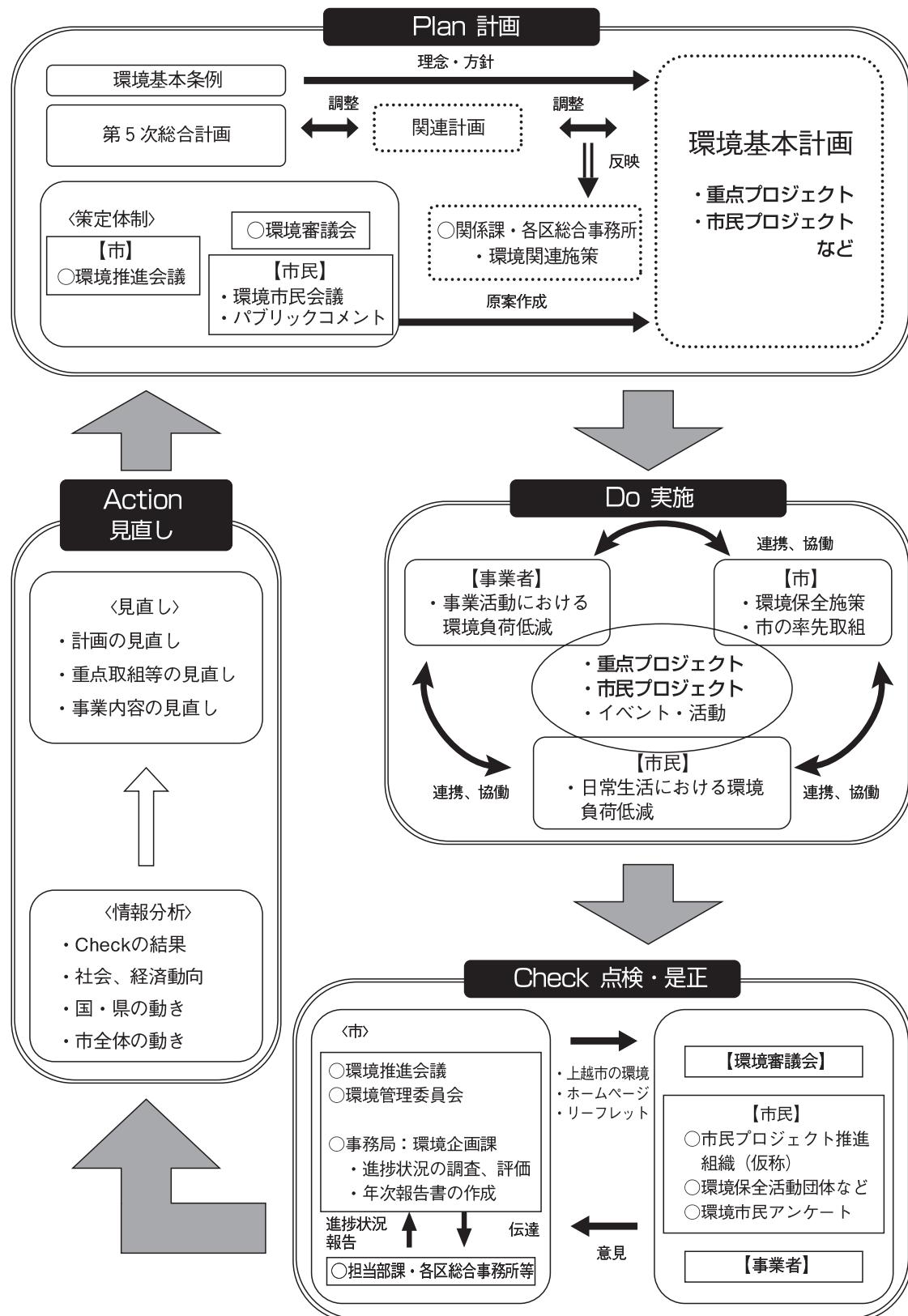


図 5－1 環境マネジメントシステム*を活用した推進イメージ



3 率先実行の推進

(1) 率先実行内容及び推進方策

本計画に基づき、本市の主な取組に関して、次のとおり着実に実施します。

率 先 実 行 内 容	推 進 方 策
・商品やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮	・上越市グリーン購入基本方針
・建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮	・公共工事環境配慮マニュアル
・その他行政事務に当たっての環境保全への配慮	・環境配慮指針（本計画）
・環境の継続的な改善を自主的に進める体制の維持	・環境マネジメントシステム*の維持・運用

さらに、市民・事業者の自主的、積極的行動を促進するために支援します。

(2) 環境マネジメントシステムの継続

「(1) 率先実行内容及び施策方策」に基づいて実施される事業や指針等に沿って、環境への負荷の軽減や環境保全活動について、自己チェックを行い、その結果を公表するシステムを継続します。

現在、市では自己チェックの一環として、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001*の認証を取得しています。引き続き環境の保全に関する運営方針や目標の作成、その具体化のための組織の構造、責任、プロセスなどの基準を定め、環境問題に取り組むことによって、市民や事業者に先駆けた環境マネジメントシステムを運用します。



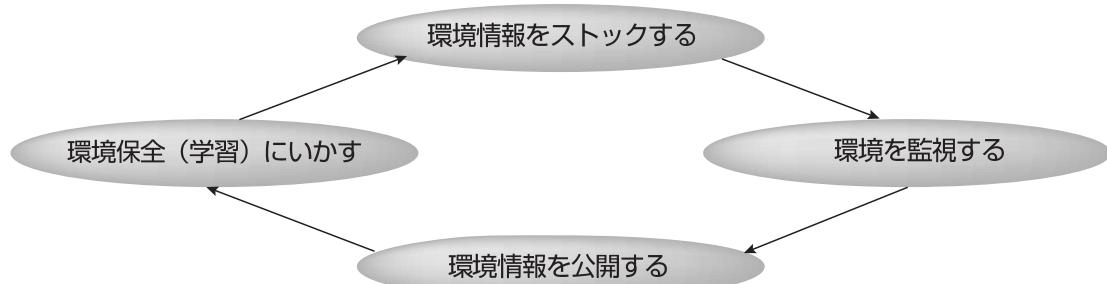
4 市民・事業者の参加の推進

本計画を推進していくためには、市民や事業者が計画の担い手として積極的に参加・行動することが必要です。そのため、市は本計画の目的及び内容について、市民、事業者及び関係機関に対して広報・周知し、参加・行動の推進に努めるものとします。

(1) 環境情報の提供

環境の保全に関する市民や事業者の自主的な活動を促進するために、本計画に示した指針等を踏まえて、市内の環境の現状や廃棄物、リサイクル*の状況、地球環境問題*等に関する環境情報や学術的な知見を広く収集します。

また、市民、事業者からの情報を蓄積し、環境監視に役立てるとともに、市民に公開しながら活用することによって、環境学習にいかします。



(2) 市民意見の反映

市民から環境情報や環境施策等に関する意見を収集し、施策に活用していきます。

(3) 環境教育・環境学習の推進

環境情報を市民・事業者に提供するとともに、環境学習や実践活動への取組を支援します。

(4) 地域ごとの環境保全活動の推進

地域における環境保全活動の指導者を育成するとともに、地域ごとの環境保全活動を支援します。

(5) 連携体制の整備

市民や事業者との連携・ネットワークを充実させるため、市民・事業者の意見を聞くとともに、それを行政に反映させる仕組みづくりを進めます。

(6) 事業者の環境マネジメントシステム*の促進

環境マネジメントシステムのISO14001*やエコアクション21*の普及を図るなど、事業者における自主的な環境の保全に対する取組を支援します。



5 広域的連携の推進

環境の保全は大気汚染のように広域的な取組が必要な事項が多く、水質*汚濁も河川の上流域等流域全体の協力を得なければその解決は困難です。

このため、計画の推進に当たっては、上越市を主体としながら、国や県、近隣の市等に本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請し、連携しながら計画を推進していきます。

また、国際的にも環境の保全に対する情報提供や技術移転の促進を図り、国際的な協力を推進していきます。